

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
平成29年6月2日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 5件

国民年金関係 2件

厚生年金保険関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 2件

厚生年金保険関係 0件

(3)年金記録の訂正請求を却下としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 0件

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 1600691 号

厚生局事案番号：東海北陸（国）第 1700005 号

第 1 結論

平成 6 年 4 月から平成 7 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を免除されていた期間に訂正することが必要である。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：男

基礎年金番号：

生 年 月 日：昭和 46 年生

住 所：

2 請求内容の要旨

請 求 期 間：平成 6 年 4 月から平成 7 年 3 月まで

私は、平成 3 年 4 月に大学に入学し、20 歳のときから大学を卒業するまでの間、保険料の免除申請をしていた。請求期間当時は、大学 4 年生であり、請求期間前と同じように、保険料の免除申請をしていたはずなので、請求期間について、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

オンライン記録によると、請求者の国民年金の加入手続は、20 歳到達後間もなく行われ、その際、請求者は、20 歳に到達した平成 3 年 * 月に被保険者資格を取得し、その後、平成 7 年 4 月に厚生年金保険の被保険者資格を取得するまで、国民年金の被保険者であったことが確認できることから、請求期間の保険料の免除申請が可能であった。

また、請求者は、請求期間の保険料の免除申請を、請求期間前と同じようにしていたはずとしているところ、オンライン記録によると、請求者が大学生であったとしている国民年金加入期間の保険料は、請求期間を除き全て免除されている。

さらに、その保険料の免除申請は、オンライン記録によると、平成 3 年度（平成 3 年 * 月から年度末まで）は、平成 3 年 * 月に、平成 4 年度及び平成 5 年度は、それぞれ平成 4 年 5 月及び平成 5 年 5 月に、毎年度、適切な時期に行われている上、請求期間は、同一年度内の 12 か月であり、通常は 1 度の保険料の免除申請を行うことにより、一括して免除承認が可能な期間であることを踏まえると、請求者が請求期間の保険料の免除申請をしていたと考えても不自然ではない。

加えて、請求者は、請求期間についても、免除が承認されている請求期間前と同様に引き続き大学生であったとしているため、生活状況に大きな変化はなかったものとみられる上、請求期間当時、大学に通っていたとする弟は、請求期間の保険料の免除が承認されており、親元の世帯所得も学生に係る免除の基準を満た

していたものとみられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間の国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 1600699 号

厚生局事案番号：東海北陸（国）第 1700006 号

第 1 結論

平成 4 年 1 月から同年 9 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：女
基礎年金番号：
生 年 月 日：昭和 46 年生
住 所：

2 請求内容の要旨

請 求 期 間：平成 4 年 1 月から同年 9 月まで

私の学生時代の保険料については、母親が納付又は免除申請してくれていたが、学生時代に一度だけ、母親から、私の保険料について未納の期間があり、その保険料を納付しに行くように言われ、10 万円ぐらいの現金を受け取り、年金に関する事務を取り扱う事務所に行き、窓口で遡って納付したことを記憶している。これが請求期間の保険料であったと思うので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間は 9 か月と短期間である上、請求者の学生時代に係る保険料納付に關与していたとする母親は、20 歳到達時から国民年金に加入し、国民年金加入期間において保険料の未納はなく、保険料の納付意識が高かったことがうかがわれる。

また、国民年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録によると、請求者の国民年金手帳記号番号は、平成 3 年 * 月頃に払い出されたものと推認され、請求者に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、この頃に請求者の国民年金の加入手続が行われ、その際に、請求者が 20 歳に到達した平成 3 年 * 月に被保険者資格を取得する事務処理が行われたものとみられる。その後、請求者の国民年金の被保険者資格については、平成 8 年 1 月に厚生年金保険の被保険者資格を取得するまで継続しており、請求者は、請求期間において、国民年金の被保険者であり、請求期間の保険料を納付することが可能であった。

さらに、オンライン記録によると、請求期間前後の保険料については過年度保険料として納付されており、母親は請求者の保険料について、未納の解消に努めていた状況がうかがえることから、納付意識が高かった請求者の母親が、9 か月

と短期間である請求期間の保険料を請求者に納付しに行くよう指図するに至ったと考えることも不合理ではない。

加えて、請求者は、学生時代に一度だけ、母親から10万円ぐらいの現金を受け取り、年金に関する事務を取り扱う事務所で遡って保険料を納付したとし、請求期間の保険料を納付した際の状況を具体的に陳述しているところ、母親からも同様の陳述が得られたほか、請求者及び母親が記憶する10万円ぐらいという金額は、請求期間の保険料額とおおむね一致していることを踏まえると、請求期間の保険料が請求者により納付されたものと推認しても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 1600732 号
厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第 1700030 号

第 1 結論

請求者の A 社 B 工場 (現在は、A 社) における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日 (昭和 41 年 1 月 1 日) 及び取得年月日 (昭和 41 年 2 月 12 日) を取り消し、昭和 41 年 1 月の標準報酬月額を 6 万円とすることが必要である。

昭和 41 年 1 月 1 日から同年 2 月 12 日までの期間については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録することが必要である。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 41 年 1 月 1 日から昭和 41 年 2 月 12 日まで

私は、A 社 B 工場で継続して勤務をしたが、厚生年金保険被保険者の記録がない期間があるので、記録を訂正して、年金額に反映してほしい。また、年金額に反映しないとしても事実即した記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

オンライン記録によると、請求者は、A 社 B 工場において厚生年金保険の被保険者資格を昭和 40 年 12 月 24 日に取得し、昭和 41 年 1 月 1 日喪失した後、同年 2 月 12 日に再取得しているところ、雇用保険の記録、請求者から提出された請求期間に係る給料支払明細書及び複数の同僚の陳述により、請求者が請求期間において同工場に継続して勤務していたと認められる。

また、A 社 B 工場は、昭和 41 年 2 月 12 日に厚生年金保険の適用事業所になっているところ、複数の同僚及び日本年金機構の回答並びに当該同僚の厚生年金保険被保険者記録から判断すると、同工場は、請求期間において厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと認められる。

しかしながら、上述の給料支払明細書によると、請求者は、請求期間に 6 万円の標準報酬月額に相当する給与の支払を受けているものの、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていないことが確認できる。

また、A 社の事業主は当時の資料を保管しておらず、厚生年金保険料の控除に

については不明である旨回答していることから、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

一方、請求者は、年金額に反映しないとしても事実即した記録の訂正を求めているところ、上述の給料支払明細書より、請求期間に6万円の標準報酬月額に相当する給与の支払が確認できることから、請求者の請求期間における標準報酬月額を6万円に訂正することが必要である。

なお、昭和41年1月の標準報酬月額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1600721号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1700031号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額について、平成18年7月20日は19万6,000円、平成18年12月10日は22万9,000円、平成19年4月30日は13万4,000円、平成19年7月20日は20万円、平成19年12月10日は23万3,000円、平成20年4月30日は14万円、平成20年7月20日は19万6,000円、平成20年12月10日は22万7,000円、平成21年4月30日は13万7,000円、平成21年7月20日は20万円、平成21年12月10日は25万円、平成22年4月30日は16万円、平成22年7月20日は22万5,000円、平成22年12月10日は27万円、平成23年4月30日は16万円、平成23年7月20日は23万円、平成23年12月10日は27万4,000円、平成24年4月30日は17万7,000円、平成24年12月10日は28万円、平成25年4月30日は18万円、平成25年7月20日は23万5,000円、平成25年12月10日は27万5,000円、平成26年4月30日は12万8,000円に訂正することが必要である。

平成18年7月20日、平成18年12月10日、平成19年4月30日、平成19年7月20日、平成19年12月10日、平成20年4月30日、平成20年7月20日、平成20年12月10日、平成21年4月30日、平成21年7月20日、平成21年12月10日、平成22年4月30日、平成22年7月20日、平成22年12月10日、平成23年4月30日、平成23年7月20日、平成23年12月10日、平成24年4月30日、平成24年12月10日、平成25年4月30日、平成25年7月20日、平成25年12月10日及び平成26年4月30日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成18年7月20日、平成18年12月10日、平成19年4月30日、平成19年7月20日、平成19年12月10日、平成20年4月30日、平成20年7月20日、平成20年12月10日、平成21年4月30日、平成21年7月20日、平成21年12月10日、平成22年4月30日、平成22年7月20日、平成22年12月10日、平成23年4月30日、平成23年7月20日、平成23年12月10日、平成24年4月30日、平成24年12月10日、平成25年4月30日、平成25年7月20日、平成25年12月10日及び平成26年4月30日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 58 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 18 年 7 月
② 平成 18 年 12 月
③ 平成 19 年 4 月
④ 平成 19 年 7 月
⑤ 平成 19 年 12 月
⑥ 平成 20 年 4 月
⑦ 平成 20 年 7 月
⑧ 平成 20 年 12 月
⑨ 平成 21 年 4 月
⑩ 平成 21 年 7 月
⑪ 平成 21 年 12 月
⑫ 平成 22 年 4 月
⑬ 平成 22 年 7 月
⑭ 平成 22 年 12 月
⑮ 平成 23 年 4 月
⑯ 平成 23 年 7 月
⑰ 平成 23 年 12 月
⑱ 平成 24 年 4 月
⑲ 平成 24 年 12 月
⑳ 平成 25 年 4 月
㉑ 平成 25 年 7 月
㉒ 平成 25 年 12 月
㉓ 平成 26 年 4 月

勤務していたA社から賞与が支払われていたが、請求期間について、厚生年金保険の賞与の記録がないので、年金額に反映される記録として訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①から⑩、請求期間⑰、⑱、㉒及び㉓について、A社から提出された賃金台帳及び請求者から提出された支給明細書により、請求者は、請求期間①は20万円、請求期間②は24万円、請求期間③は14万円、請求期間④は21万円、請求期間⑤は25万円、請求期間⑥は15万円、請求期間⑦は21万円、請求期間⑧は25万円、請求期間⑨は15万円、請求期間⑩は22万円、請求期間⑰は28万円、請求期間⑱は18万円、請求期間㉒は28万円、請求期間㉓は13万円の賞与の支払を受け、請求期間①は19万6,000円、請求期間②は22万9,000円、請求

期間③は13万4,000円、請求期間④は20万円、請求期間⑤は23万3,000円、請求期間⑥は14万円、請求期間⑦は19万6,000円、請求期間⑧は22万7,000円、請求期間⑨は13万7,000円、請求期間⑩は20万円、請求期間⑪は27万4,000円、請求期間⑫は17万7,000円、請求期間⑬は27万5,000円、請求期間⑭は12万8,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①から⑩、請求期間⑪、⑫、⑬及び⑭に係る標準賞与額については、上述の賃金台帳及び支給明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間①は19万6,000円、請求期間②は22万9,000円、請求期間③は13万4,000円、請求期間④は20万円、請求期間⑤は23万3,000円、請求期間⑥は14万円、請求期間⑦は19万6,000円、請求期間⑧は22万7,000円、請求期間⑨は13万7,000円、請求期間⑩は20万円、請求期間⑪は27万4,000円、請求期間⑫は17万7,000円、請求期間⑬は27万5,000円、請求期間⑭は12万8,000円とすることが必要である。

請求期間⑮から⑰までの期間及び請求期間⑱から⑳までの期間について、上述の賃金台帳及び支給明細書により、請求者は、請求期間⑮は25万円、請求期間⑯は16万円、請求期間⑰は22万5,000円、請求期間⑱は27万円、請求期間⑲は16万円、請求期間⑳は23万円、請求期間㉑は28万円、請求期間㉒は18万円、請求期間㉓は23万5,000円の賞与の支払を受け、それぞれの賞与額に相当する標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

また、請求期間に係る賞与の支払年月日については、社会保険事務担当者の陳述及び請求者の請求期間前後の賞与に係るオンライン記録から判断して、請求期間①は平成18年7月20日、請求期間②は平成18年12月10日、請求期間③は平成19年4月30日、請求期間④は平成19年7月20日、請求期間⑤は平成19年12月10日、請求期間⑥は平成20年4月30日、請求期間⑦は平成20年7月20日、請求期間⑧は平成20年12月10日、請求期間⑨は平成21年4月30日、請求期間⑩は平成21年7月20日、請求期間⑪は平成21年12月10日、請求期間⑫は平成22年4月30日、請求期間⑬は平成22年7月20日、請求期間⑭は平成22年12月10日、請求期間⑮は平成23年4月30日、請求期間⑯は平成23年7月20日、請求期間⑰は平成23年12月10日、請求期間⑱は平成24年4月30日、請求期間⑲は平成24年12月10日、請求期間⑳は平成25年4月30日、請求期間㉑は平成25年7月20日、請求期間㉒は平成25年12月10日、請求期間㉓は平成26年4月30日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者に係る請求期間①から㉓までの厚生年金保険被保

険者賞与支払届を社会保険事務所（平成 22 年 1 月以降は、年金事務所）に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の平成 18 年 7 月 20 日、平成 18 年 12 月 10 日、平成 19 年 4 月 30 日、平成 19 年 7 月 20 日、平成 19 年 12 月 10 日、平成 20 年 4 月 30 日、平成 20 年 7 月 20 日、平成 20 年 12 月 10 日、平成 21 年 4 月 30 日、平成 21 年 7 月 20 日、平成 21 年 12 月 10 日、平成 22 年 4 月 30 日、平成 22 年 7 月 20 日、平成 22 年 12 月 10 日、平成 23 年 4 月 30 日、平成 23 年 7 月 20 日、平成 23 年 12 月 10 日、平成 24 年 4 月 30 日、平成 24 年 12 月 10 日、平成 25 年 4 月 30 日、平成 25 年 7 月 20 日、平成 25 年 12 月 10 日及び平成 26 年 4 月 30 日に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1600711号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1700032号

第1 結論

請求期間のうち、請求者のA社における平成15年7月1日から平成16年5月21日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。標準報酬月額については、平成15年7月は20万円から24万円、平成15年8月は20万円から22万円、平成15年9月及び同年10月は20万円から24万円、平成15年11月は20万円から22万円、平成15年12月は20万円から24万円、平成16年1月及び同年2月は20万円から22万円、平成16年3月は20万円から26万円、平成16年4月は20万円から24万円とする。

平成15年7月から平成16年4月までの期間の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成15年7月から平成16年4月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ①平成15年3月24日から同年7月1日まで
②平成15年7月1日から平成16年5月21日まで
③平成15年7月

私はA社に平成15年3月24日に入社し、社会保険に加入したはずなので請求期間①について被保険者期間として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。請求期間②について、標準報酬月額が実際の給与額と比べて、低い額となっている。当該期間の標準報酬月額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。請求期間③について、賞与を支払われたが、厚生年金保険の賞与記録がない。当該期間の標準賞与額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

また、請求期間②、③について、年金額に反映しないとしても事実即した記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間②について、請求者から提出された給与明細書により、請求者は、当該期間においてオンライン記録の標準報酬月額（20万円）を超える標準報酬月額（平成15年7月は24万円、平成15年8月は22万円、平成15年9月及び同年10月は24万円、平成15年11月は22万円、平成15年12月は24万円、平成16年1月及び同年2月は22万円、平成16年3月は26万円、平成16年4月は24万円）に相当する給与の支払を受け、平成15年7月は30万円、平成15年8月は28万円、平成15年9月及び同年10月は24万円、平成15年11月から平成16年2月までは28万円、平成16年3月は26万円、平成16年4月は28万円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の標準報酬月額については、上述の給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額から、平成15年7月は24万円、平成15年8月は22万円、平成15年9月及び同年10月は24万円、平成15年11月は22万円、平成15年12月は24万円、平成16年1月及び同年2月は22万円、平成16年3月は26万円、平成16年4月は24万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、平成15年7月から平成16年4月までの期間について、A社の社会保険事務担当者は、請求者の請求内容どおりの厚生年金保険被保険者資格取得届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは不明である旨陳述しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

請求期間①について、雇用保険の記録及び請求者から提出された退職証明書により、請求者は、当該期間においてA社に勤務していたと認められる。

しかしながら、A社の社会保険事務担当者は、入社日から3か月間は試用期間であり、この間は厚生年金保険に加入させていなかった旨陳述しているところ、請求者は、平成15年5月分以前の給与明細書を所持していない上、請求者から提出された平成15年6月分及び同年7月分給与明細書からは、平成15年5月分及び同年6月分の厚生年金保険料を控除されていないことが確認できる。

また、請求者から提出された平成15年国民健康保険料決定（変更）通知書及びA社の健康保険被保険者証によると、請求者は、請求期間①において国民健康保険に加入しており、政府管掌健康保険の資格取得年月日は平成15年7月1日

であることが確認できる。

さらに、複数の同僚は、入社日から3か月は厚生年金保険に加入していない旨陳述している上、同僚から提出された給与明細書によると、当該同僚が厚生年金保険被保険者資格を取得した月より前の月に係る給与明細書からは厚生年金保険料が控除されていないことから、請求期間①当時、同社では入社と同時に厚生年金保険に加入させておらず、厚生年金保険料も控除していなかったことがうかがわれる。

このほか、請求期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

請求期間③について、請求者から提出された⑯給与支払報告書によると、請求者が平成15年にA社から支払を受けた給与及び賞与の金額は、上述の給与明細書の累計額とオンライン記録で確認できる平成15年12月の標準賞与額の合計額を超えているものの、社会保険料等の金額は、給与明細書の累計額とオンライン記録で確認できる平成15年12月の標準賞与額を同僚から提出された賞与明細書に基づき計算した社会保険料の合計額と一致していることから、請求期間③の賞与に係る厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、A社は当時の資料を保管しておらず、請求者は、賞与は現金支払であった旨陳述しているものの、請求者は賞与明細書を所持していない上、課税庁にも当時の資料が保管されていないことから、当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、請求期間③における賞与の支払及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、請求者が厚生年金被保険者として請求期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1600700号
厚生局事案番号 : 東海北陸(国)第1700007号

第1 結論

昭和53年1月から昭和61年12月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和30年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和53年1月から昭和61年12月まで
私の国民年金については、夫が昭和53年4月頃にA市役所で加入手続きを行い、その際に、昭和53年1月まで遡って保険料を納付してくれた。以後、夫が、定期的に金融機関で夫の保険料と一緒に私の保険料を納付してくれていたが、年金記録では、夫の保険料は納付済みであるのに、私の保険料は未納となっている。家業は順調で、着実に収入もあったので、私の保険料を未納にする理由はない上、夫の年金記録に誤りがあり、記録が訂正されたこともあるので、私の年金記録に疑念を持っている。請求期間について、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者に係る請求期間の保険料を納付していたとする夫は、国民年金加入期間において保険料を全て納付しており、保険料の納付意識が高かったことがうかがわれる。

また、請求者の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿、オンライン記録及び請求者の国民年金手帳記号番号前後の被保険者の資格取得状況等から、昭和63年9月頃に払い出されたものと推認され、当該国民年金手帳記号番号に基づく請求者の国民年金の加入手続きは、この頃に行われ、その際に、請求者が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した昭和53年1月まで遡って国民年金の被保険者資格を取得する事務処理が行われたものとみられる。この加入手続き時期を基準とすると、夫は、請求期間のうち、昭和61年7月から同年12月までの保険料を過年度保険料として納付することが可能であった。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録によると、請求者に対しては、上述の昭和63年9月頃に払い出された国民年金手帳記号番号以外に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。このため、請求者の国民年金の加入手続きは、請求者が主張する時期(昭和53年4月頃)ではなく、昭和63年9月頃に初めて行われたものとみられるため、請求者は、請求期間当

時において国民年金に未加入であったことから、夫が請求者に係る請求期間の保険料を現年度保険料として納付することはできなかったものと考えられる。

また、請求期間のうち、昭和 53 年 1 月から昭和 61 年 6 月までの保険料については、上述の加入手続時期（昭和 63 年 9 月頃）を基準とすると、既に 2 年の時効が成立しており、夫は当該期間の保険料を遡って納付することもできなかったものと考えられる。

さらに、請求期間のうち、昭和 61 年 7 月から同年 12 月までの保険料については、上述のとおり、過年度保険料として納付することが可能であり、オンライン記録では、納付対象期間は不明であるものの、請求者に対して昭和 63 年 9 月 12 日付けで納付書が作成されていることが確認できる。しかし、i) 夫は、国民年金については、余り記憶に残っていないが、自身と同じように保険料を納付したとしており、当該期間の頃の保険料は現年度保険料として納付したとする旨の陳述をしていること、ii) オンライン記録によると、請求期間直後の昭和 62 年 1 月の保険料は、時効間際の平成元年 2 月に遡って納付されているため、当該期間の保険料は時効により納付できなかった可能性も否定できないこと、iii) 請求者が請求期間当時から居住している A 市の国民年金被保険者名簿においても、オンライン記録と同様、請求期間直後の保険料から納付済みとされていることを踏まえると、夫が当該期間の保険料を過年度保険料として納付したと推認する事情を見いだすことはできない。

加えて、請求者は、一緒に保険料を納付した夫は請求期間の保険料が納付済みであることから、自身の保険料が未納であることに疑念を抱いているところ、夫については、国民年金受付処理簿、国民年金被保険者台帳及びオンライン記録によると、昭和 53 年 4 月頃に加入手続が行われており、請求期間当時において国民年金に未加入であった請求者とは事情が異なるため、夫の保険料が納付済みであることをもって、請求者に係る請求期間の保険料が納付されたと推認することはできない。

その上、請求者は、夫の年金記録が訂正された経緯があるため、自身の年金記録についても疑念を抱いているところ、オンライン記録によると、夫の年金記録は平成 21 年 6 月 3 日付けで記録整備されていることが確認できる。しかし、当該夫に係る記録整備は、請求者との婚姻前の夫の厚生年金保険被保険者期間に関するものであり、請求者の国民年金保険料の納付記録に直接影響を及ぼすものではない。

このほか、夫が請求期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）はなく、請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 1600707 号

厚生局事案番号：東海北陸（国）第 1700008 号

第 1 結論

昭和 53 年 1 月から平成 15 年 12 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間又は免除されていた期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：女

基礎年金番号：

生 年 月 日：昭和 27 年生

住 所：

2 請求内容の要旨

請 求 期 間：昭和 53 年 1 月から平成 15 年 12 月まで

私は、請求期間については、A 市に住んでおり、生活費に余裕があった際は、市役所から自宅に来た集金人に、1 回につき 1 万 1,000 円前後の保険料を納付し、領収書を受け取っていた。また、保険料の納付が困難であった際は、集金人から免除の話を聞いたため、その旨を記載した用紙を集金人に渡して免除申請をしていた。請求期間について、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

- 1 記号番号払出簿及びオンライン記録における請求者の国民年金手帳記号番号（平成 8 年 12 月まで使用されていた国民年金に係る記号番号）前後の任意加入被保険者の資格取得状況から、請求者の国民年金手帳記号番号は、昭和 47 年*月頃に A 市において払い出されたものと推認される。請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、請求者の国民年金加入手続は、この頃に初めて行われ、その際に、昭和 47 年*月（厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和 47 年*月へ平成 21 年 4 月に変更）に被保険者資格を取得する事務処理が行われたものとみられる。その後、平成 9 年 1 月に同手帳記号番号が請求者の基礎年金番号（平成 9 年 1 月から使用されている制度共通の記号番号）として付番されており、請求者の年金記録は、同手帳記号番号により一貫して管理されている。

オンライン記録によると、請求者は、上述の国民年金加入手続以降、平成 21 年 4 月に厚生年金保険被保険者資格を取得するまで国民年金被保険者であり、請求期間の保険料の納付又は免除申請をすることが可能であった。

また、請求者は、請求期間において A 市に居住し、請求者宅を集金人が訪問していた旨陳述しているところ、同市は、請求期間の大半において、推進員が

被保険者宅を訪問し、保険料を徴収していた旨の回答をしていることから、請求者の陳述と一致している。

- 2 一方、国民年金被保険者台帳及びA市の国民年金被保険者名簿によると、請求者は、請求期間の始期（昭和53年1月）頃に、不在被保険者（転出先が不明等住所が不明な被保険者）として取り扱われ、その取扱いは、不在取消が行われた昭和56年11月10日まで継続していたものとみられる。

このため、請求期間のうち、昭和53年1月から昭和54年9月までの保険料の納付については、上述の不在被保険者として取り扱われていた期間に含まれるため、現年度保険料として納付したとは考え難いほか、不在取消が行われた時点（昭和56年11月）においては、既に2年の時効が成立しており、過年度保険料としても納付することができなかつたものと考えられる。

また、請求期間のうち、昭和54年10月から平成15年12月までの保険料の納付については、上述の不在取消が行われたことを契機に、現年度保険料（昭和56年4月分以降）又は過年度保険料（昭和54年10月分以降）として納付することが可能であった。しかし、当該期間の保険料月額は大きく変遷（月額3,300円から1万3,300円まで）しているところ、請求者は、記憶している保険料額は1回当たり1万1,000円前後であったとするのみであり、それが1か月分の額なのか納付周期ごとの額なのかは分からず、請求期間のうちどの時期のものであったのかも分からない旨陳述しており、当該期間の保険料納付状況をうかがい知ることができないことから、請求者が当該期間の保険料を納付していたと推認する事情を見いだすことができない。

- 3 次に、請求期間のうち、昭和53年1月から昭和56年9月までの保険料の免除については、上述の不在取消が行われるまでの間に保険料の免除申請が行われていたとは考え難いほか、仮に不在取消当時に、被保険者が保険料の免除申請を行ったとしても、その免除が承認される始期は、申請のあった日の属する月前における直近の基準月（本件の場合には昭和56年10月）からとされていたため、制度上、当該期間の保険料が遡って免除承認されることはなかつたものと考えられる。

また、請求期間のうち、昭和56年10月から平成15年12月までの保険料の免除については、上述の不在取消が行われたことを契機に免除申請をすることが可能であったものの、i) 請求者は、請求期間のうちどの期間の保険料の免除申請をしていたのか記憶が明確ではなく、保険料の免除が承認された後に送付される通知書の受領についても覚えがないとしていること、ii) A市は、推進員に免除申請書を提出することにより、免除申請が行えたか否かは、文書の保管年限が経過し、資料がないため回答できないとしていること、iii) 日本年金機構B事務センターは、請求期間に係る免除申請書は保管年限経過のため保管されていない旨回答していることから、請求者が当該期間の保険料の免除申請をしていたと推認する事情を導き出すことができない。

- 4 以上のほか、A市の国民年金被保険者名簿、国民年金被保険者台帳及びオンライン記録において、請求者が請求期間の保険料を納付していた形跡、又は免

除されていた形跡は見当たらない上、請求者の年金記録は同一の番号で一貫して管理されており、312か月と長期間である請求期間の全てにわたり記録漏れ、記録誤り等が生ずる可能性は少ないものと考えられる。

また、請求期間のうち、国民年金手帳記号番号が制度上使用されていた時期（平成8年12月以前）について、請求者が請求期間の保険料を納付していたこと又は免除されていたことを示す関連資料はなく、ほかに請求期間の保険料を納付していたこと又は免除されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらず、請求期間のうち、基礎年金番号が制度上使用されている時期（平成9年1月以降）について、請求者が請求期間の保険料を納付していたこと又は免除されていたことが確実に認められる関連資料はなく、ほかに請求者の主張とそれに対する行政側の行為の関連性が見て取れるような周辺事情も見当たらない。

5 これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと又は免除されていたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1600665号
厚生局事案番号 : 東海北陸(国)第1700004号

第1 結論

本件訂正請求を却下する。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成4年5月から平成5年3月まで
私の国民年金については、私が20歳になった頃に母親が加入手続を行い、同時に、私の保険料を母親と同じ口座から振替で納付する手続も行ってくれた。
平成22年に障害基礎年金を請求したところ、請求期間の保険料が過年度保険料として納付されているため、不支給となったが、請求期間の保険料は、当時、母親が、私の保険料が振り替えされていないことに気付き、金融機関に調査を依頼したものの、返事のないうちに過年度保険料の納付書が送付されてきたので、仕方なく納付したものである。
請求期間の保険料が現年度保険料として納付できなかったのは、A町が口座振替の事務処理を間違ったことによるものであり、請求期間にA町役場から督促状は1回も届いていない。調査の上、障害基礎年金が受給できるように請求期間の保険料を現年度保険料として納付したことに記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

国民年金法(以下「法」という。)には、被保険者又は被保険者であった者は、国民年金原簿に記録された自己に係る特定国民年金原簿記録(被保険者の資格の取得及び喪失、種別の変更、保険料の納付状況その他厚生労働省令で定める事項の内容をいう。)が事実でない、又は国民年金原簿に自己に係る特定国民年金原簿記録が記録されていないと思料するときは、国民年金原簿の訂正の請求をすることができる(法第14条の2第1項)。

また、上記の特定国民年金原簿記録として厚生労働省令で定める事項については、被保険者の給付に関する事項及び納付保険料の免除に関する事項と規定されている(国民年金法施行規則第15条の2)。

本件訂正請求において、請求期間の保険料は、オンライン記録(特定国民年金原簿記録)には、過年度保険料として納付されたことが記録されているところ、請求者及びその母親は、請求期間の保険料を過年度保険料として納付したことは事実ではある

ものの、その原因は、A町が口座振替の事務処理を誤ったことによるものであるため、現年度保険料として納付したことに記録を訂正するよう求めている。

上述のとおり、法第 14 条の 2 第 1 項において、特定国民年金原簿記録が事実でない、又は記録されていないと思料する場合に訂正の請求をすることができるものと規定されているところ、請求期間の保険料が過年度保険料として納付されたことが事実であることは請求者も認めるところであり、請求者の特定国民年金原簿記録と事実^{そこ}に齟齬はなく、請求者の特定国民年金原簿記録が事実でないとは言えない。

よって、本件訂正請求は法第 14 条の 2 第 1 項に規定する請求要件を満たしていないことから、不適法な請求であり、却下することが妥当である。